

平成 年 月 日
(照会番号)

様

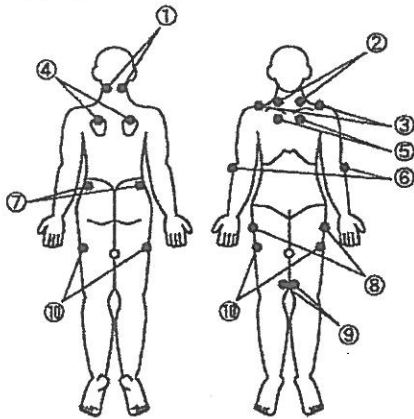
障害年金の請求にかかる照会について

あなた様より請求のありました障害年金につきまして審査したところ、次の事項について調査が必要となりましたので、〇〇病院 〇〇科 〇〇先生に記載してもらい提出してください。

◎ 線維筋痛症の重症度分類について該当するステージに○をつけてください。

図 米国リウマチ学会の診断基準と特徴的な圧痛点

- 1 3カ月以上続く上半身、下半身を含めた対側性の広範囲の疼痛と頸部、前胸部、胸椎のいずれかの疼痛、いわゆる axial skeletal pain が存在。
- 2 全身 18カ所の圧痛点のうち 11カ所以上に圧痛が存在する。



- | | |
|------------|----------------------|
| ① 後頭部 | 両側後頭下筋の腱付着部 |
| ② 下部頸椎 | 第5～7頸椎間の前方 |
| ③ 僧帽筋 | 上縁の中央部 |
| ④ 棘上筋 | 起始部、内縁に近いところで肩甲骨棘部の上 |
| ⑤ 第二肋骨 | 第二肋骨-肋軟骨結合部、結合部のすぐ外側 |
| ⑥ 外側上顆 | 上顆から7～8cm遠位、3～4cm内側 |
| ⑦ 臀部 | 臀部の4半上外側部 |
| ⑧ 大転子 | 転子突起の後部 |
| ⑨ 膝 | 内側や上部のふっくらした部分 |
| ⑩ 大腿四頭筋外側部 | ほとんど全例で圧痛を認める(西岡ら) |

①～⑩は米国リウマチ学会の診断基準の圧痛点

【平成 年 月 日現症】

表1 線維筋痛症の重症度分類試案(厚生労働省研究班)

ステージⅠ	米国リウマチ学会診断基準の18カ所の圧痛点のうち11カ所以上で痛みがあるが、日常生活に重大な影響を及ぼさない。
ステージⅡ	手足の指など末端部に痛みが広がり、不眠、不安感、うつ状態が続く。日常生活が困難。
ステージⅢ	激しい痛みが持続し、爪や髪への刺激、温度・湿度変化など軽微な刺激で激しい痛みが全身に広がる。自力での生活は困難。
ステージⅣ	痛みのため自力で体を動かさず、ほとんど寝たきりの状態に陥る。自分の体重による痛みで、長時間同じ姿勢で寝たり座ったりできない。
ステージⅤ	激しい全身の痛みとともに、膀胱や直腸の障害、口の渇き、目の乾燥、尿路感染など全身に症状が出る。普通の日常生活は不可能。

下記に署名と捺印も併せてお願いします。

平成 年 月 日
医療機関名・住所
医師の氏名 (印)

～線維筋痛症の障害状態について診断書を作成されるお医者様へ～

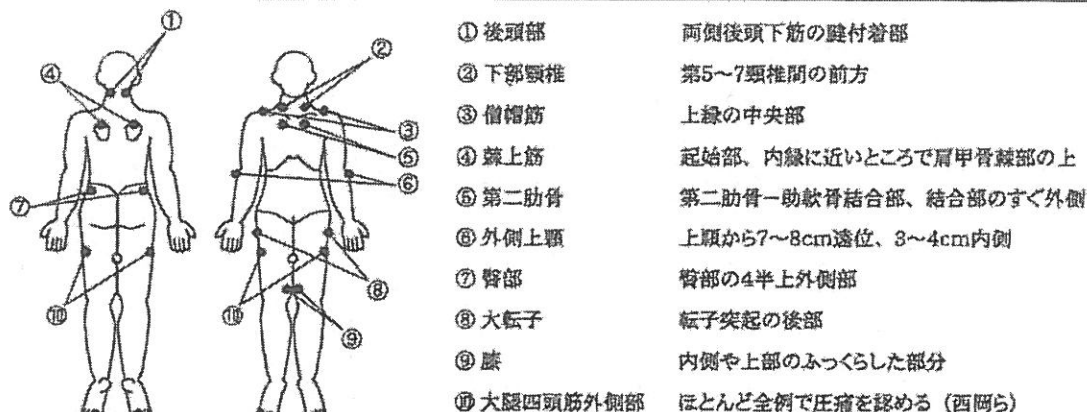
日頃より公的年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

線維筋痛症の障害状態について診断書（肢体の障害用 様式第120号の3）を作成する際には、診断書⑨「現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項」欄に、次の表1の重症度分類試案のステージのいずれに該当しているか記載いただくようお願いいたします。

【参考】

図 米国リウマチ学会の診断基準と特徴的な圧痛点

- 1 3カ月以上続く上半身、下半身を含めた対側性の広範囲の疼痛と頸部、前胸部、胸椎のいずれかの疼痛、いわゆる axial skeletal pain が存在。
- 2 全身18カ所の圧痛点のうち11カ所以上に圧痛が存在する。



①～⑩は米国リウマチ学会の診断基準の圧痛点

表1 線維筋痛症の重症度分類試案（厚生労働省研究班）

ステージⅠ	米国リウマチ学会診断基準の18カ所の圧痛点のうち11カ所以上で痛みがあるが、日常生活に重大な影響を及ぼさない。
ステージⅡ	手足の指など末端部に痛みが広がり、不眠、不安感、うつ状態が続く。日常生活が困難。
ステージⅢ	激しい痛みが持続し、爪や髪への刺激、温度・湿度変化など軽微な刺激で激しい痛みが全身に広がる。自力での生活は困難。
ステージⅣ	痛みのため自力で体を動かせず、ほとんど寝たきりの状態に陥る。自分の体重による痛みで、長時間同じ姿勢で寝たり座ったりできない。
ステージⅤ	激しい全身の痛みとともに、膀胱や直腸の障害、口の渇き、目の乾燥、尿路感染など全身に症状が出る。普通の日常生活は不可能。